

学校法人西口学園 役員の報酬等の支給の基準に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、学校法人西口学園（以下「この法人」という。）の寄附行為第12条の規定に基づき、役員の報酬等に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 役員とは、理事及び監事をいう。
- 二 常勤の役員とは、法人において勤務することが常態である者をいう。
- 三 非常勤の役員とは、常勤の役員以外の者をいう。
- 四 費用とは、役員としての職務執行に伴い生じる旅費（交通費、宿泊費等）及び手数料等の経費をいう。

(報酬等の支給)

第3条 役員の報酬は無報酬とする。

(費用)

第4条 役員には、旅費を支給する。

- 2 役員が職務の執行に当たって旅費以外の費用を要する場合は、当該費用を支給する。

(補則)

第5条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の議決を経て、別に定める。

(改廃)

第6条 この規程の改廃は、評議員会の意見を聴いた上で、理事会の議決により行う。

附則

この規程は、令和2年4月1日より施行する。

この規程は、令和3年10月29日より施行する。